

法学研究科

教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー

【教育目標】

この目標の下で大阪大学法学研究科は、法や政治をめぐって長い歴史と伝統の中で培われてきた学問と取り組み、法や政治にかかわる賢慮（prudence）を追究することを通じて、高度の研究能力、精深な学識、実践的な専門知を涵養し、法的ルールや歴史的に形成された社会構造についての深い造詣に基づき、現代における法や政治に関する考察を加え、日本や世界の社会が今後有すべき諸秩序の構想に貢献できる人材を育成することを目標としています。

そのために、法学研究科は、まず、法や政治にかかわる様々な課題に対して的確な問題設定を行い、適切な分析・対処方法を選び、それを確実に適用していくことのできる能力を養い得る人材を、幅広く受け入れることに努めています。そして、そのような学生の素質をそれぞれ最大限にのばすため、博士前期課程を総合法政プログラム・研究者養成プログラム・知的財産法プログラムの3プログラムから構成し、高度専門職業人、教養・国際性・デザイン力を備えた研究者、知的財産法の専門家などの養成に取り組んでいます。また、博士後期課程において、学生が、専門的な研究活動を自立的に遂行できる高度な研究能力と、その基礎となる学識を修得することによって、大学教員などの研究者や高度専門職業人として活躍できる人材を、今後とも数多く社会に送り出すことを目指しています。

【ディプロマ・ポリシー】

大阪大学ディプロマ・ポリシーのもとで、法学研究科では、法や政治にかかわる賢慮（prudence）を追究することを通じて、高度の研究能力、精深な学識、実践的な専門知を涵養し、法的ルールや歴史的に形成された社会構造についての深い造詣に基づき、現代における法や政治に関する考察を加え、日本や世界の社会が今後有すべき諸秩序の構想に貢献できる人材に学位を授与します。

博士前期課程を修了するためには、法学・政治学における研究能力、及び高度の専門性が求められる職業を担うための能力を有し、専攻分野の発展に貢献する研究内容を含む修士論文を作成することが必要です。すなわち、各プログラムそれぞれ所定の必修科目・選択必修科目等を含む科目履修によって所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に、修士（法学）の学位を授与します。

博士後期課程では、法学・政治学の分野において、論理的整合性を保ちつつ、高いオリジナリティを有し、未知の事象・事物の発見、新しい理論や政策的・実践的提言の構築・展開、新しい学問的概念の提出、歴史的事実の再評価など、学問的理論やその応用に関する重要な貢献をなすもの、すなわち十分な学術的価値を有する博士論文を作成し提出し、博士論文の学術内容を含む分野に関する十分な全般的知識を有し、独立した研究者として研究を遂行できる学力を有すると認められる学生に博士（法学）の学位を授与します。具体的には、学生は、研究指導を受け、所定の科目履修によって所定の単位を修得し、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。

【カリキュラム・ポリシー】

大阪大学カリキュラム・ポリシーのもとで、法学研究科の博士前期課程では、総合法政プログラム・研究者養成プログラム・知的財産法プログラムの3プログラムを設け、教養・国際性・デザイン力を備えた研究者、高度専門職業人、及び知的財産法の専門家などの養成を図っています。いずれのプログラムにおいても、各学生には担任教員を充て、科目履修や学習計画等について学修をサポートしコーディネートする体制を整えています。出席点評価、筆記試験又は論文試験などの方法で、科目の特質に応じた単位認定を行います。

総合法政プログラムでは、法と政治をめぐるさまざまな問題について、実際的な問題を念頭におきつつ、多様な開講科目の履修や個別の指導を通じて幅広く学ぶことができます。

研究者養成プログラムでは、国際的な比較を重視しつつ、理論的・体系的に法学・政治学についての理解を深め、将来専門研究者となるための基礎を身につけることができます。

知的財産法プログラムは、知的財産法について、基本的な知識・理解の上に、高度な応用力を身につけ、知的財産の分野で活躍できる人材を養成することを目標としています。

法学研究科の博士後期課程では、教養・国際性・デザイン力を備えた上で、専門的な研究活動を自立的に遂行できる高度な研究能力と、その基礎となる学識を修得させることによって、大学教員などの研究者や高度専門職業人として活躍できる人材を輩出することを目指しています。各学生に指導教員を充て、博士論文作成に向け、研究をサポートしコーディネートする体制を整えています。

【アドミッション・ポリシー】

大阪大学アドミッション・ポリシーのもとで、法学研究科の博士前期課程では、学生の進路希望や問題関心に応じて3プログラムを設け、それぞれにふさわしい人材を選抜するための入学試験を行います。いずれの試験でも、学力試験の結果と、研究計画書や成績証明書を総合評価して合格判定を行います。

総合法政プログラムでは、筆記試験（専門科目又は外国語）と口述試験による学力試験を行う一般選抜のほか、留学生特別選抜と社会人特別選抜を行っています。留学生特別選抜を受験するためには一定以上の日本語能力などが要件とされます。社会人特別選抜では筆記試験は課されません。

研究者養成プログラムでは、筆記試験（専門科目及び外国語）と口述試験による学力試験を行います。なお、一定の条件の下で、総合法政プログラムと研究者養成プログラムは併願することができます。

知的財産法プログラムでは、筆記試験（知的財産法）と口述試験による学力試験を行います。

法学研究科の博士後期課程の入学試験では、高度な研究能力をもつ研究者や高度専門職業人として活躍できる資質のある人を選抜します。

入学試験は、まず、一般選抜と社会人特別選抜に大別されます。一般選抜には、修士論文等を作成した人を対象として、論文内容の評価、筆記試験（外国語）及び口述試験を行う「論文試験」と、法科大学院など専門職大学院出身者等を対象として、筆記試験（専門科目及び外国語）と口述試験を行う「学科試験」があります。他方、社会人特別選抜では、修士論文等の評価と口述試験により可否を判定します。